

## 第 8 章 事後調査



## 第8章. 事後調査

事後調査については、宮城県環境影響評価条例施行規則の規定により、次のいずれかに該当すると認められる場合において、宮城県環境影響評価技術指針に基づき検討することとされている。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずるとき。
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき。
- ・ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにするとき。
- ・ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められるとき。

これらを踏まえて、環境影響要因及び環境要素毎に事後調査の必要性を検討した結果を以下に示す。

## 8.1. 事後調査の検討

### 8.1.1. 工事の実施に係る事後調査

環境影響要因及び環境影響要素ごとに、工事の実施に係る事後調査の必要性を検討した結果は、表 8.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 8.1-1(1) 事後調査の検討結果(1/3)

| 環境影響要因  | 環境影響要素                      | 事後調査  | 事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由  |
|---------|-----------------------------|-------|--|
| 建設機械の稼働 | 大気質<br>(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)      | 実施しない | 予測方法は、「窒素酸化物総量規制マニュアル（平成 12 年 公害対策研究センター）」、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）（平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）」等に記載された科学的知見に基づく大気拡散式等を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による建設機械台数の低減並びに最新の排出ガス対策型建設機械を積極的に導入する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。 |
|         | 騒音<br>(騒音)                  | 実施しない | 予測方法は、「建設工事騒音の予測モデル ASJ CN=Model 2007（日本音響学会誌 64 巻 4 号）に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による建設機械台数の低減並びに低騒音型建設機械を積極的に導入する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。   |
|         | 振動<br>(振動)                  | 実施しない | 予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）（平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）」等に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による建設機械台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。   |
|         | 動物<br>(重要な種及び注目すべき生息地_海域以外) | 実施する  | 対象事業実施区域内の改変面積及び樹木伐採面積を必要最小限とするほか、低騒音型建設機械の採用、改変区域外への立ち入りを制限する等の実効性のある環境保全措置を講じるものの、猛禽類の繁殖については年次変化があることを踏まえ、繁殖が確認されたノスリ以外の種が工事着工までに生息する可能性は否定できず、その生息状況への影響が懸念されることから、事後調査を実施するものとする。   |
|         | 生態系<br>(地域を特徴づける生態系)        | 実施する  | 環境保全措置を講ずることにより実行可能な範囲で低減が図られているものの、建設機械の稼働に係る生態系への影響において上位性に係る猛禽類について代償措置（人工代替巣の設置）を実施することとしており、生息状況への影響は不確実性を伴うことから、事後調査を実施するものとする。  |

表 8.1-1(2) 事後調査の検討結果(2/3)

| 環境影響要因             | 環境影響要素                                  | 事後調査  | 事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由  |
|--------------------|---|-------|--|
| 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 | 大気質<br>(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)                  | 実施しない | 予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に記載された科学的知見に基づく大気拡散式等を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による工事関係車両台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。           |
|                    | 騒音<br>(騒音)                              | 実施する  | 予測方法は、「道路交通騒音の予測モデル ASJ RTN-Model 2018(日本音響学会誌 75 巻 4 号)」に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられるが、一部の箇所では準用した基準値を満足しないことから、環境保全措置の効果を検証し、必要に応じて追加の保全措置を検討することから、事後調査を実施するものとする。 |
|                    | 振動<br>(振動)                              | 実施しない | 予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び工事の平準化等による工事用車両台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。             |
|                    | 動物<br>(重要な種及び注目すべき生息地_海域以外)             | 実施しない | 工事用車両の走行時の急発進・急加速の禁止、制限速度順守の徹底のほか、場内においては低速運行(20km/h以下)を励行し、運転者にはロードキル(轢死)に注意する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。   |
|                    | 生態系<br>(地域を特徴づける生態系)                    | 実施しない | 工事用車両の走行時の急発進・急加速の禁止、制限速度順守の徹底のほか、場内においては低速運行(20km/h以下)を励行し、運転者にはロードキル(轢死)に注意する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。   |
|                    | 人と自然との触れ合いの活動の場<br>(主要な人と自然との触れ合いの活動の場) | 実施しない | 本事業においては、工事工程の調整により、工事用車両の搬出入が集中しないよう計画的かつ効率的な運行するほか、イベント等が開催される場合には工事用車両の走行を極力控える等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。  |

表 8.1-1(3) 事後調査の検討結果(3/3)

| 環境影響要因          | 環境影響要素                      | 事後調査  | 事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由  |
|-----------------|-----------------------------|-------|--|
| 造成等の施工による一時的な影響 | 大気質<br>(粉じん等)               | 実施しない | 予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び造成裸地の早期緑化や転圧、散水等による粉じんの抑制等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。  |
|                 | 水質<br>(土砂等による水の濁り)          | 実施しない | 予測方法は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ]」(平成11年11月 面整備事業環境影響評価研究会)に基づき、改変面積、仮沈砂池の諸元、沈降試験結果等を基に土粒子の沈降効果を計算し、仮沈砂池出口における浮遊物質量を定量的に予測したものであり、予測の不確実性は小さいものと考えられる。また、工事排水及び雨水排水は仮沈砂池へ集水することや造成裸地の早期緑化等の実効性のある環境保全措置を講じるとともに、仮設沈砂池出口で監視することから、事後調査は実施しないものとする。 |
|                 | 地盤<br>(地盤の安定性)              | 実施しない | 予測方法は、「設計要領 第一集 土工建設編」(令和2年7月 東日本高速道路株式会社、他 NEXCO 中央研究所)、「道路土工-切土工・斜面安定工指針」(平成21年6月 日本道路協会)等に記載された既往の知見に基づく予測であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び安定勾配を確保した掘削や植生工による法面保護等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。  |
|                 | 動物<br>(重要な種及び注目すべき生息地_海域以外) | 実施する  | 対象事業実施区域内の改変面積及び樹木伐採面積を必要最小限とするほか、造成裸地の早期緑化や散水等による粉じんの抑制、改変区域外への立ち入りを制限する等の実効性のある環境保全措置を講じるものの、猛禽類の繁殖については年次変化があることを踏まえ、繁殖が確認されたノスリ以外の種が工事着工までに生息する可能性は否定できず、その生息状況への影響が懸念されることから、事後調査を実施するものとする。  |
|                 | 植物<br>(重要な種及び群落_海域以外)       | 実施しない | 対象事業実施区域内の改変区域には重要な種等はなく影響は生じない。また、改変区域外への立ち入りを制限すること、工事排水及び雨水排水は仮沈砂池へ集水すること及び造成裸地の早期緑化等での濁水流出防止等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。  |
|                 | 生態系<br>(地域を特徴づける生態系)        | 実施する  | 環境保全措置を講ずることにより実行可能な範囲で低減が図られているものの、造成等の施工による一時的な影響に係る生態系への影響において上位性に係る猛禽類について代償措置(人工代替巣の設置)を実施することとしており、生息状況への影響は不確実性を伴うことから、事後調査を実施するものとする。  |
|                 | 廃棄物等<br>(建設工事に伴う副産物)        | 実施しない | 対象事業実施区域における掘削範囲を必要最小限とし、掘削土は場内利用するほか、場外搬出する掘削土については残土受け入れ地にて有効利用する等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないものとする。   |
|                 | 廃棄物等<br>(産業廃棄物)             | 実施しない | 梱包材の簡素化等による産業廃棄物の発生量の低減、産業廃棄物の有効利用等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないものとする。  |

### 8.1.2. 土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査

環境影響要因及び環境影響要素ごとに、土地又は工作物の存在及び供用に係る事後調査の必要性を検討した結果は、表 8.1-2(1)～(5)に示すとおりである。

表 8.1-2(1) 事後調査の検討結果(1/5)

| 環境影響要因   | 環境影響要素                                   | 事後調査  | 事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由  |
|----------|--|-------|--|
| 火力発電所の存在 | 動物<br>(重要な種及び注目すべき生息地_海域以外)              | 実施しない | 対象事業実施区域内の改変面積及び樹木伐採面積を必要最小限とするほか、造成法面の緑化施工、樹林地の保全等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。    |
|          | 植物<br>(重要な種及び群落_海域以外)                    | 実施しない | 本事業では供用後に新たな地形改変は行わないこと、及びプラント排水は場内に排水処理設備を設け下水道へ排水する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。 |
|          | 生態系<br>(地域を特徴づける生態系)                     | 実施しない | 対象事業実施区域内の改変面積及び樹木伐採面積を必要最小限とするほか、造成法面の緑化施工、樹林地の保全等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。    |
|          | 景観<br>(主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な囲いよう景観) | 実施しない | 予測手法は、環境影響評価で多くの実績があるフォトモンタージュ法であり、景観変化の程度を視覚的に確認出来、予測の不確実性は小さいものと考えられることから、事後調査は実施しないものとする。 |

表 8.1-2(2) 事後調査の検討結果(2/5)

| 環境影響要因         | 環境影響要素                       | 事後調査  | 事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由   |
|----------------|------------------------------|-------|---|
| 施設の稼働<br>(排ガス) | 大気質<br>(窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質) | 実施する  | 予測方法は、「窒素酸化物総量規制マニュアル(平成12年 公害対策研究センター)」、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(平成25年国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)」等に記載された科学的知見に基づく大気拡散式等を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び硫黄分や灰分が非常に少ない植物油を燃料としていることや尿素水式脱硝システムの採用、排気筒の高度化及び集合化等の実効性のある環境保全措置を講じることからの、G-Bio Fuel.P という従来燃料に替わる新しい液体バイオマス燃料を使用した施設の稼働であることから、事後調査を実施するものとする。また、完成前検査時に煙突出口での排出濃度確認を行うものとし、「第7章 環境保全のための措置 7.4 環境監視計画」に示すとおり、環境監視計画(供用後)に基づき測定する。 |
|                | ※大気質<br>(微小粒子状物質)            | 実施する  | 微小粒子状物質の影響は、発生メカニズムや環境影響評価手法等が確立されておらず、環境保全措置の効果の不確実性が想定されることから、事後調査を実施するものとする。   |
|                | 温室効果ガス等<br>(二酸化炭素)           | 実施しない | 二酸化炭素に係る予測は、使用燃料の性状及び量並びに運転計画等から定量的に把握でき、予測の不確実性は小さいものと考えられることから、事後調査は実施しないものとする。   |

表 8.1-2(3) 事後調査の検討結果(3/5)

| 環境影響要因            | 環境影響要素                      | 事後調査  | 事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由  |
|-------------------|-----------------------------|-------|--|
| 施設の稼働<br>(機械等の稼働) | 騒音<br>(騒音・低周波音)             | 実施しない | 予測手法は、科学的知見に基づく音の伝搬理論式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び対象事業実施区域内の周囲の地形や山林の残置、低騒音型の機器の使用等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないものとする。 |
|                   | 振動<br>(振動)                  | 実施しない | 予測手法は、科学的知見に基づく振動の伝搬理論式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び防振の措置並びに基礎を強固にする等の実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないものとする。                |
|                   | 悪臭<br>(悪臭)                  | 実施する  | 悪臭による影響は、燃料である植物油の保管や運搬における管理・運用方法を明示することによって予測、評価を実施しており、予測の不確実性が想定されることから、事後調査を実施するものとする。                                      |
|                   | 動物<br>(重要な種及び注目すべき生息地_海域以外) | 実施しない | 対象事業実施区域内の改変面積及び樹木伐採面積を必要最小限とするほか、防音設備の設置や低騒音型機器の採用、防振の措置等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。                                 |
|                   | 生態系<br>(地域を特徴づける生態系)        | 実施しない | 対象事業実施区域内の改変面積及び樹木伐採面積を必要最小限とするほか、防音設備の設置や低騒音型機器の採用、防振の措置等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。                                 |

表 8.1-2(4) 事後調査の検討結果(4/5)

| 環境影響要因  | 環境影響要素                                  | 事後調査  | 事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由  |
|---------|---|-------|--|
| 資材等の搬出入 | 大気質<br>(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)                  | 実施しない | 予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に記載された科学的知見に基づく大気拡散式等を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び施設関連車両の平準化等による施設関連車両台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。 |
|         | 騒音<br>(騒音)                              | 実施しない | 予測方法は、「道路交通騒音の予測モデル ASJ RTN-Model 2018(日本音響学会誌75巻4号)」に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び施設関連車両の平準化等による施設関連車両台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。         |
|         | 振動<br>(振動)                              | 実施しない | 予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所)に記載された科学的知見に基づく予測計算式を用いた数値計算であり予測の不確実性は小さいものと考えられること、及び施設関連車両の平準化等による施設関連車両台数の低減等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。  |
|         | 動物<br>(重要な種及び注目すべき生息地_海域以外)             | 実施しない | 施設関連車両の走行時の急発進・急加速の禁止、制限速度順守の徹底のほか、場内においては低速運行(20km/h以下)を励行し、運転者にはロードキル(轢死)に注意する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。  |
|         | 生態系<br>(地域を特徴づける生態系)                    | 実施しない | 施設関連車両の走行時の急発進・急加速の禁止、制限速度順守の徹底のほか、場内においては低速運行(20km/h以下)を励行し、運転者にはロードキル(轢死)に注意する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。  |
|         | 人と自然との触れ合いの活動の場<br>(主要な人と自然との触れ合いの活動の場) | 実施しない | 本事業においては、施設関連車両の搬出入が集中しないよう計画的かつ効率的な運行するほか、イベント等が開催される場合には施設関連車両の走行を極力控える等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。   |

表 8.1-2(5) 事後調査の検討結果(5/5)

| 環境影響要因 | 環境影響要素          | 事後調査  | 事後調査を実施することとした理由、もしくは実施しないこととした理由                                   |
|--------|-----------------|-------|---|
| 廃棄物の発生 | 廃棄物等<br>(産業廃棄物) | 実施しない | 廃棄物となる燃焼灰が発生しない植物油を燃料として使用する等の実効性のある環境保全措置を講ずることから、事後調査は実施しないものとする。 |

8.2. 事後調査計画

「8.1 事後調査の検討」で事後調査を実施するとした項目についての調査計画は、表 8.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 8.2-1(1) 事後調査計画 (1/2)

|  | 調査項目  | 調査方法  | 調査地域等   | 調査期間・頻度等   |
|--|---|---|---|--|
| 工事の実施による影響   | <b>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響</b><br>・騒音（道路交通騒音）<br>・交通量<br>・環境保全措置の実施状況 | <b>・騒音（道路交通騒音）</b>  |   |  |
|  |   | 調査方法は、現況調査と同様とする。<br>（表6.2-3 調査方法（騒音・低周波音：現地調査）参照）                                | 調査地点は、以下のとおり計3地点とする。<br>・地点1<br>・地点2<br>・地点6<br>（表6.2-4 調査地域等（騒音・低周波音：現地調査）及び図6.2-1 騒音調査地点（現地調査）参照） | 調査時期は、工事車両のピーク時とする。<br>※工事車両台数は、工事着手後5～14か月ではほぼ同様の台数となることから、ほぼ一定となる期間の早い時期とする。 |
|  |   | <b>・交通量</b>   |   |  |
|  |   | 調査方法は、現況調査と同様とする。<br>（表6.2-3 調査方法（騒音・低周波音：現地調査）参照）                                | 調査地点は、上記と同様とする。   | 調査時期は、上記と同様とする。  |
|  | <b>・環境保全措置の再検討</b>  |   |   |  |
|  | 上記の調査結果を踏まえ、必要に応じて、さらなる事後調査及び環境保全措置の実施を検討する。                          |   |   |  |
|  | <b>建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響</b><br>・動物のうち、鳥類（猛禽類）の生息状況                | <b>・定点調査</b>  |   |  |
|  |   | 調査方法は、現況調査の定点調査と同様とする。<br>（表6.7-4 調査方法（動物：現地調査）参照）                                | 調査地点は、以下のとおりとする。<br>・定点調査<br>：現況調査で使用した定点のうち5定点程度   | 調査時期は、工事着手前（令和4年8月までの繁殖が確認できると想定される時期）の繁殖期とする。                                 |
|  |   | <b>・営巣地確認調査</b>   |   |  |
|  |   | 調査方法は、現況調査の営巣地確認調査と同様とする。<br>（表6.7-4 調査方法（動物：現地調査）参照）                             | 調査地点は、以下のとおりとする。<br>・営巣地確認調査<br>：定点調査で営巣が疑われる調査地域   | 調査時期は、工事着手前（令和4年8月までの繁殖が確認できると想定される時期）の繁殖期とする。                                 |
| <b>・環境保全措置の再検討</b>   |   |   |   |  |
| 上記の調査結果を踏まえ、必要に応じて、さらなる事後調査及び環境保全措置の実施を検討する。                           |   |   |   |  |
| <b>建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響</b><br>・生態系（地域を特徴づける生態系）のうち、上位性に係る猛禽類の生息状況 | <b>・人工代替巣の設置</b>  |   |   |  |
|  | 設置方法は、類似の事例を参考に設置する。  | 設置地点は、対象事業実施区域内の残置森林とする。  | 設置時期は、工事着手前の非繁殖期とする。  |  |
|  | <b>・生息状況の確認</b>   |   |   |  |
|  | 調査方法は、現況調査の定点調査及び営巣地確認調査と同様とする。<br>（表6.7-4 調査方法（動物：現地調査）参照）           | 調査地点は、以下のとおりとする。<br>・定点調査<br>：現況調査で使用した定点のうち5定点程度<br>・人工代替巣利用状況確認調査<br>：設置した人工代替巣 | 調査期間は、人工代替巣設置後の繁殖期とする。  |  |
| <b>・環境保全措置の再検討</b>   |   |   |   |  |
| 上記の調査結果を踏まえ、必要に応じて、さらなる事後調査及び環境保全措置の実施を検討する。                           |   |   |   |  |

表 8.2-1(2) 事後調査計画 (2/2)

|                     | 調査項目  | 調査方法  | 調査地域等  | 調査期間・頻度等  |
|---------------------|---|---|--|---|
| 土地又は工作物の存在及び供用による影響 | <b>施設の稼働（機械等の稼働）による影響</b><br>・大気質（二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）） | ・二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度の状況<br>調査方法は、現況調査の二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度の状況と同様とする。<br>（表 6.1-3 調査方法（大気質：現地調査）参照） | 調査地点は、以下のとおり1地点とする<br>・地点 6 対象事業実施区域周辺の住宅地（石巻市須江（しらすぎ台）付近）。<br>（図 6.1-1 大気質調査地点（現地調査）参照） | 調査時期は、定常的な事業活動となる時期とする。<br>調査期間は、四季ごとに7日間連続観測とする。 |
|                     | <b>施設の稼働（機械等の稼働）による影響</b><br>・悪臭（悪臭）                                  | ・悪臭の状況<br>調査方法は、現況調査の悪臭の状況と同様とする。<br>（表 6.4-3 調査方法（悪臭：現地調査）参照）  | 調査地点は、以下のとおりとする。<br>・現況調査と同様（対象事業実施区域周辺の住宅地等の6地点）。<br>（図 6.4-1 悪臭調査地点（現地調査）参照）           | 調査時期は、定常的な事業活動となる時期のうち夏季に1回（午前・午後）とする。            |

(空白ページ)